

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

(1) 請求人は、A市所在のB会社においてタクシー乗務員として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日午後11時頃、乗務中に後方から走行してきた自家用普通自動車に追突され受傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、同月〇日、C病院に受診し「頸部捻挫、腰部挫傷」と診断され、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）から治療費の給付を受けながら加療を継続していた。

請求人は、その後、自賠責保険から平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）と判断され補償を打ち切られたとして、監督署長に同年〇月分の療養補償給付の請求をした（以下「初回請求」という。）が、監督署長は、請求人の本件事故による傷病は、平成〇年〇月〇日をもって症状固定しているとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した。

請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は、同年〇月〇日付けでこれを棄却する裁決（以下「平成〇年裁決」という。）をした。

(2) 請求人は、その後も、初回請求の後続請求として、複数回にわたり療養補償給付等の請求を行っているが、監督署長はいずれについても、症状固定後の請求であるとして、また、本件事故が原因で発病したとする精神障害については、業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、審査官に審査請求するとともに、再審査請求に及んでいるが、いずれについても棄却されている。

(3) 請求人は、平成○年○月○日、D病院に受診し、「外傷性頸部症候群」と診断され、また、平成○年○月○日にはE皮フ科に受診し、「慢性湿疹」と診断された。

請求人は、上記「外傷性頸部症候群」及び「慢性湿疹」は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求（以下「今回請求」という。）をしたところ、監督署長は、請求人の傷病は、平成○年○月○日をもって症状固定しているとして、これらを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人の本件事故による傷病は平成○年○月○日には症状固定しているとして、今回請求の期間に係る療養補償給付及び休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

## 2 当審査会の判断

本件再審査請求は、請求人の本件事故による傷病は、平成〇年〇月〇日をもって治癒していると判断した平成〇年裁決に続く後続請求である。

請求人は、神経発作の激痛や足腰の痛みを主張し、E皮フ科における医療機関の受診及び調剤を受けた薬剤費に係る療養補償給付及び平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間における休業補償給付の支払いを求めている。

当審査会は、本件再審査請求の審査に当たり請求人から提出された資料等を精査したが、平成〇年〇月〇日に症状固定しているとの上記裁決における判断を変更すべき医学的見解等の資料は認められず、平成〇年〇月〇日をもって請求人の本件事故による傷病は症状固定しているとの判断を変更すべき理由はないものと判断する。

## 3 以上のとおり、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。